

DVと子どもの福祉を最優先とした支援

面会交流は、子どもと離れて暮らしている親のためのものではなく、あくまで子どものための制度です。また、ハーグ条約は、子の利益が最も重要という理念に基づいて、国境を超えた子の連れ去りが起きた場合の国際協力の仕組み等について定めた条約です。今回はこの二つの場面から子どもを最優先とした支援について学びましょう。



受講期間

令和5年

令和6年

12月1日(金)9:30~1月30日(火)16:30

HPによる
オンデマンド配信
●全2講座
●受講料無料(通信費用は参加者負担)

講座① DV加害者の親と子の面会交流
(40分) 講師：青森地方・家庭裁判所
次席家庭裁判所調査官 吉永宏之氏

講座② ハーグ条約の理解
(40分) 講師：外務省 領事局 ハーグ条約室
室長 谷垣博保氏

対象：相談関係機関職員、市町村担当課職員、DV被害者支援団体
定員：50名程度(PC、スマホ、タブレットでの視聴)
申込み：メールによる受付
名前(ふりがな)、電話番号、機関・団体名、役職名、メールアドレス(携帯メール不可)をご記入のうえ下記のアドレスまでお申込みください。
申込用二次元コードもご利用いただけます。 →
E-mail danjo-soudan@apio.pref.aomori.jp



ご自宅や職場などで
パソコン・タブレット
スマホから気軽に
参加OK!



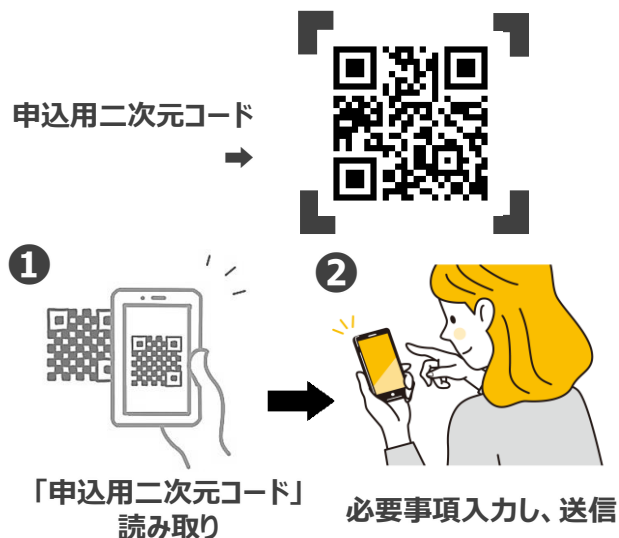
【申込み・問合せ】

青森県男女共同参画センター 担当：宮川
(指定管理者：未来へつなぐネットあおもりグループ)

電話 017-732-1085
FAX 017-732-1073
E-mail danjo-soudan@apio.pref.aomori.jp

参加申込手順

申込み方法① 「申込用二次元コード」から



申込み方法② 「メール」から



① 当センターで受講申込メールを確認後、受付完了メールを返信いたします。

② 受講日が近づきましたら、参加申込時にご登録いただいたメールアドレス宛に、講座に参加するための詳細のご案内を送信します。

③ 令和5年12月1日9時30分～令和6年1月30日16時30分まで、ご自身の都合の良い時間にご視聴いただけます。



受講申込について

- 1通のメールで複数名申し込む場合、メールアドレスは全員分記入してください。（携帯メール以外のメールアドレスをお願いします。）
- お預かりした個人情報は本講座のみ利用し、受講者名簿の作成および必要な場合の連絡以外の目的には使用しません。